

健康管理システム等標準化検討会  
合同ワーキングチーム（第3回）※書面開催※  
令和4年8月8日 【資料3】

# 横並び調整対応について

令和4年8月8日  
事務局提出資料

# 最新の動向(令和4年6月以降)

No	日付	主務	内容
1	令和4年7月13日	デジタル庁 総務省	<p>「地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件【第1.1版】(案)」及び「地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針(案)」に関する意見照会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料① サイバーセキュリティに関する基準について</li> <li>・資料② 地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件の拡充等について</li> <li>・資料③ 地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件【第1.1版】(案)</li> <li>・資料④ 改定方針のポイントについて</li> <li>・資料⑤ 情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針(案)</li> </ul>
2	令和4年7月15日	デジタル庁	<p>地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第0.8版】に関する意見照会について(依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第0.8版】</li> <li>・②別紙1_機能要件</li> </ul>
3	令和4年7月25日	デジタル庁	<p>地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第0.8版】に関する意見照会にかかる追加資料及び調査票の差替えについて(依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙2_住登外者宛名番号管理_項目定義書</li> <li>・別紙3_団体内統合宛名_項目定義書</li> <li>・住登外者宛名番号管理_API仕様書</li> <li>・申請管理_API仕様書</li> <li>・団体内統合宛名_API仕様書</li> </ul>
4	令和4年7月26日	デジタル庁	<p>地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】各論(案)に係る意見照会について(依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・02_(別紙1)データ要件・連携要件各論_確認要領</li> <li>・03_(別紙2)地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】</li> <li>・04_(別紙3)対応仕様書一覧</li> <li>・04_(別紙3別添)子ども・子育て支援_標準仕様書案</li> <li>・04_(別紙3別添)児童手当_標準仕様書案</li> <li>・04_(別紙3別添)選挙_標準仕様書案</li> <li>・API連携仕様書(住民基本台帳、障害者福祉、介護保険、独自施策)(案)</li> <li>・データ要件・連携要件の各論(案)</li> </ul>

※ 事務局で把握できているもののみ記載している。他業務の標準仕様書案は、デジタル庁のHPを参照のこと。

# 1-1. 横並び調整対応

凡例 緑字 : 追加  
赤字取消線 : 削除

- デジタル庁が各業務の標準仕様書を確認した結果、横並びで対応必要な事項が発生したため変更を実施した。
- 横並び調整事項に対して、健康管理システム標準仕様書1.0版案では以下のとおり変更している。

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
1	標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること	標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFIT&GAPを効率的に行うために、エクセル形式にしてほしいとの要望が多いため、レイアウトを指定する。	【調整方針どおりに対応】 (別紙2)機能・帳票要件について、指定されたエクセルフォーマットに置き換えている。 ※機能・帳票要件のレイアウト変更は、8月24日の第4回検討会までに対応
2	—	地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】を踏まえ、用語を統一する。	標準仕様書全体について、以下のとおり変更している。 <del>実装すべき機能(実装必須機能)</del> <del>実装しない機能(実装不可機能)</del> <del>実装してもしなくても良い機能(実装標準オプション機能)</del>
3	本文の構成に関する こと	標準仕様書のうち、背景や目的等については、基本方針と重複した記載になっていることから、基本方針を引用する形に置き換えてもよい。	【調整方針どおりに対応】 標準仕様書(本編)について、第1章の1. 背景、2. 目的を、以下の内容とした。 1. はじめに 健康管理システム標準仕様書(以下「本仕様書」という。)は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和4年8月)を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成するものである。

No	調整事項	変更のポイント	変更内容						
4	操作権限設定・管理に関すること	操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、横並び調整方針で規定されている内容を含む形に改める。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>標準仕様書(本編) 第3章 1. 機能・帳票要件</p> <p>(9)操作権限管理について</p> <p>操作権限管理は地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、デジタル庁が整理した要件住民記録システム標準仕様書の「10.3 操作権限管理」に準拠することを基本とする。加えて、住民記録システム標準仕様書において住民記録システム固有の機能や表現が記載されている部分については、健康管理システムに必要と整理されたものは固有の要件として追加する置き換える必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">表3-7 操作権限管理(実装必須機能)</p> <table border="1"> <tr> <td>発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。</td> </tr> <tr> <td>職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。</td> </tr> <tr> <td>操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。</td> </tr> <tr> <td>アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。                      &lt;健康管理システム固有の要件&gt;                      所属部署(課・係等)単位でも設定できること。                      利用者又は所属部署(課・係等)単位に、アクセス権限(利用できる機能・メニュー)を設定できること。</td> </tr> <tr> <td>&lt;健康管理システム固有の要件&gt;                      利用者又は所属部署(課・係等)単位に、利用できる操作(登録・修正・削除・参照・印刷・ファイル出力)を設定できること。                      利用者及びアクセス権限の設定(登録・修正・削除・参照)は個別でできること。</td> </tr> <tr> <td>IDパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。</td> </tr> </table>	発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。	職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。	操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。	アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 <健康管理システム固有の要件> 所属部署(課・係等)単位でも設定できること。 利用者又は所属部署(課・係等)単位に、アクセス権限(利用できる機能・メニュー)を設定できること。	<健康管理システム固有の要件> 利用者又は所属部署(課・係等)単位に、利用できる操作(登録・修正・削除・参照・印刷・ファイル出力)を設定できること。 利用者及びアクセス権限の設定(登録・修正・削除・参照)は個別でできること。	IDパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。
発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。									
職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。									
操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。									
アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 <健康管理システム固有の要件> 所属部署(課・係等)単位でも設定できること。 利用者又は所属部署(課・係等)単位に、アクセス権限(利用できる機能・メニュー)を設定できること。									
<健康管理システム固有の要件> 利用者又は所属部署(課・係等)単位に、利用できる操作(登録・修正・削除・参照・印刷・ファイル出力)を設定できること。 利用者及びアクセス権限の設定(登録・修正・削除・参照)は個別でできること。									
IDパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。									

# 1-1. 横並び調整対応

凡例 緑字 : 追加  
赤字取消線 : 削除

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
			<p>複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。  <del>複数回のアクセス失敗に対して、アクセス禁止状態にできること。</del></p>
			<p>他の職員<del>利用者</del>が異動処理を行っている<del>入力作業をしている</del>間は、同一住民の情報について閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。</p>
			<p>アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。</p>
			<p>アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。</p>
			<p>事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。</p>
			<p>操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。</p>
<p>表3-8 操作権限管理(実装標準オプション機能)</p>			
			<p>&lt;健康管理システム固有の要件&gt;            管理が本庁と他に分かれる場合は、本庁部署・利用者<del>と他部署・利用者</del>で更新・参照の権限を設定できること。(例:利用者)で更新・参照の権限を設定できること。(例:指定都市における本庁と区役所等)</p>
			<p>&lt;健康管理システム固有の要件&gt;            本庁以外の部署・利用者のアクセス権限については、自治体の執行体制に応じて、住民がどこでも手続きが行えるように管理場所(所管)以外でも更新できるようにするほか、管理場所(所管)は更新できるが他部署(他の管轄や区役所等)は参照のみ・更新不可に設定できるようにもすること。政令指定都市における区役所の配下にある支所・出張所等も同様に権限設定が選択できるようにすること。</p>
			<p><del>利用者及び権限の設定(登録・修正・削除・参照)は一括でできること(人事異動時の負荷軽減を考慮し、例えばCSVファイルを取込み一括更新できる等)。</del></p>
			<p>アクセス権限の設定は、システム管理者により設定できること。</p>

No	調整事項	変更のポイント	変更内容									
5	バッチ処理／一括処理に関すること	どの機能をバッチ処理を必要とするかは、各業務特性にあわせて標準仕様書に規定する。バッチ処理とする場合には、方法を統一することとし規定を合わせる。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>標準仕様書(本編) 第3章 1. 機能・帳票要件</p> <p>(11) <del>バッチ処理</del>一括処理時の自動化について</p> <p>一括処理の実行方法は、手動による実行の他に設定による自動実行があるが、地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、デジタル庁が整理した要件住民記録システム標準仕様書の「9.1-バッチ処理」に準拠することを基本とする。加えて、<del>住民記録システム標準仕様書において住民記録システム固有の機能や表現が記載されている部分については、</del>健康管理システムに必要と整理されたものは固有の要件として追加する置き換える必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。</p> <p>表3-11 一括処理(実装標準オプション機能)</p> <table border="1"> <tr> <td>バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週〇曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。</td> </tr> <tr> <td>実行(起動)方法として、直接実行ができること。</td> </tr> <tr> <td>実行(起動)方法として、年月日及び時分、毎日、毎週XX曜日、毎月XX日、毎月末等を指定した方法(スケジュール管理による起動、同期実行)で実行できること。</td> </tr> <tr> <td>他システム間連携等のイベント発生による実行(実行の契機となる前処理の完了後に起動)ができること。</td> </tr> <tr> <td>バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメタが参照されること。 前回設定のパラメタは、一部修正ができること。 修正パラメタ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 前回処理時に設定したパラメタを用いて、実行できること。パラメタは修正でき、再利用できること。</td> </tr> <tr> <td>一括処理を行う場合でも単件等の処理に影響が出ないこと。</td> </tr> <tr> <td>全てのバッチ一括処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。</td> </tr> <tr> <td>異常終了した場合の警告を健康管理システム内、または自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。</td> </tr> <tr> <td>バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。</td> </tr> </table>	バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週〇曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。	実行(起動)方法として、直接実行ができること。	実行(起動)方法として、年月日及び時分、毎日、毎週XX曜日、毎月XX日、毎月末等を指定した方法(スケジュール管理による起動、同期実行)で実行できること。	他システム間連携等のイベント発生による実行(実行の契機となる前処理の完了後に起動)ができること。	バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメタが参照されること。 前回設定のパラメタは、一部修正ができること。 修正パラメタ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 前回処理時に設定したパラメタを用いて、実行できること。パラメタは修正でき、再利用できること。	一括処理を行う場合でも単件等の処理に影響が出ないこと。	全てのバッチ一括処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。	異常終了した場合の警告を健康管理システム内、または自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。	バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。
バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週〇曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。												
実行(起動)方法として、直接実行ができること。												
実行(起動)方法として、年月日及び時分、毎日、毎週XX曜日、毎月XX日、毎月末等を指定した方法(スケジュール管理による起動、同期実行)で実行できること。												
他システム間連携等のイベント発生による実行(実行の契機となる前処理の完了後に起動)ができること。												
バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメタが参照されること。 前回設定のパラメタは、一部修正ができること。 修正パラメタ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 前回処理時に設定したパラメタを用いて、実行できること。パラメタは修正でき、再利用できること。												
一括処理を行う場合でも単件等の処理に影響が出ないこと。												
全てのバッチ一括処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。												
異常終了した場合の警告を健康管理システム内、または自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。												
バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。												

# 1-1. 横並び調整対応

No	調整事項	変更のポイント	変更内容																						
6	大量印刷に関する こと	大量印刷・発送の際の条件については、郵便局や外部委託先（印刷事業者等）との取り決めや同封物の封入の有無などの詳細な条件設定が想定されること。 また、標準準拠システムがクラウド上に構築されることが前提であることを踏まえ、標準準拠システムに印刷機能を実装するのではなく、帳票等の印刷のためのデータ出力機能を規定する。	<p>【調整方針どおりに対応】 機能・帳票要件(01.健康管理共通) 機能ID:1.6.13. 標準オプションの内容はPDFファイル等に限定 CSVファイルは実装必須として追加</p> <p>なお、「外部委託用」と限定した記載となっていた部分は、「大量帳票等の印刷のため」と幅広の扱いに変更している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">健康管理システム標準仕様書【第1.0版】（案）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">機能ID</th> <th colspan="2">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th>実装必須機能（実装すべき機能）</th> <th>実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6.13.</td> <td></td> <td>外部委託用に大量帳票のデータ（外字情報を含む）をCSV形式のファイル又はPDFファイル（標準仕様書で定める帳票レイアウトで作成）の電子データで作成できること。  ※1 出力する文字コード（UTF-8、shift-jis等）が選択できること</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">健康管理システム標準仕様書【第1.0版】</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">機能ID</th> <th colspan="2">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th>実装必須機能（実装すべき機能）</th> <th>実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6.13.</td> <td>帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。  二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。</td> <td>帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。</td> </tr> </tbody> </table>	健康管理システム標準仕様書【第1.0版】（案）			機能ID	標準仕様書		実装必須機能（実装すべき機能）	実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	1.6.13.		外部委託用に大量帳票のデータ（外字情報を含む）をCSV形式のファイル又はPDFファイル（標準仕様書で定める帳票レイアウトで作成）の電子データで作成できること。  ※1 出力する文字コード（UTF-8、shift-jis等）が選択できること	健康管理システム標準仕様書【第1.0版】			機能ID	標準仕様書		実装必須機能（実装すべき機能）	実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	1.6.13.	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。  二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。
健康管理システム標準仕様書【第1.0版】（案）																									
機能ID	標準仕様書																								
	実装必須機能（実装すべき機能）	実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）																							
1.6.13.		外部委託用に大量帳票のデータ（外字情報を含む）をCSV形式のファイル又はPDFファイル（標準仕様書で定める帳票レイアウトで作成）の電子データで作成できること。  ※1 出力する文字コード（UTF-8、shift-jis等）が選択できること																							
健康管理システム標準仕様書【第1.0版】																									
機能ID	標準仕様書																								
	実装必須機能（実装すべき機能）	実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）																							
1.6.13.	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。  二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。																							

# 1-1. 横並び調整対応

No	調整事項	変更のポイント	変更内容						
7	公的給付支給等口座に関すること	<p>○ 公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、公金受取口座の対象事務(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月デジタル庁令第10号)第二条各号に規定する事務)を有する基幹業務システムの標準仕様書において、実装すべき機能として規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。</p> <p>○ また、標準仕様書に規定されている帳票のうち、公金受取口座(公的給付支給等口座)に関するものにおいては、公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用の意思の有無チェック欄を設ける。</p>	<p>○本編 表3-2 健康管理においては、予防接種の健康被害救済制度が対象ではあるが、機能・帳票要件においては、申請から認定の状況を管理する要件のみを定めており、業務範囲に支払管理を含めていない。そのため、横並び調整方針どおりの対応ではなく、本編にもその旨を記載している。</p> <p>(1) 標準仕様書作成における前提 (関係府省での推進要件)</p> <p>関係府省で推進している以下の内容を加味した機能・帳票要件とする。←</p> <p>表3-2 標準仕様作成における前提←</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観点←</th> <th>内容←</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>番号法←</td> <td>自治体が中間サーバへ登録するためのデータ標準レイアウト←</td> </tr> <tr> <td>デジタル3原則に基づくBPRを推進する観点←</td> <td>                     オンライン申請実現に向けたマイナポータル(ぴったりサービス)との接続←                      支援措置等支援対象者に係る抑止情報の利用←                      公的給付支給等口座の登録制度←                      ※健康管理システムの機能・帳票要件においては、公的給付支給等口座を使用する運用がないことから、現状要件を定めていない。←                      AI、RPA等の最新技術の活用←                 </td> </tr> </tbody> </table>	観点←	内容←	番号法←	自治体が中間サーバへ登録するためのデータ標準レイアウト←	デジタル3原則に基づくBPRを推進する観点←	オンライン申請実現に向けたマイナポータル(ぴったりサービス)との接続← 支援措置等支援対象者に係る抑止情報の利用← 公的給付支給等口座の登録制度← ※健康管理システムの機能・帳票要件においては、公的給付支給等口座を使用する運用がないことから、現状要件を定めていない。← AI、RPA等の最新技術の活用←
観点←	内容←								
番号法←	自治体が中間サーバへ登録するためのデータ標準レイアウト←								
デジタル3原則に基づくBPRを推進する観点←	オンライン申請実現に向けたマイナポータル(ぴったりサービス)との接続← 支援措置等支援対象者に係る抑止情報の利用← 公的給付支給等口座の登録制度← ※健康管理システムの機能・帳票要件においては、公的給付支給等口座を使用する運用がないことから、現状要件を定めていない。← AI、RPA等の最新技術の活用←								

# 1-1. 横並び調整対応

No	調整事項	変更のポイント	変更内容																						
8	<p>住登外者管理に関すること</p> <p>住所マスタに関すること</p>	<p>○ 住登外者宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定するため、住登外者宛名番号管理機能を「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定することから、住登外者の管理が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、住登外者宛名番号管理に関し、実装必須機能として規定する。</p> <p>○ 住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合(住登外者の住所を確定させる場合等)がある基幹業務システム(住民記録システムを除く。)の標準仕様書においては、アドレス・ベース・レジストリをAPI連携又はファイル連携で参照できるように規定する。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.健康管理共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能ID:1.3.3.、1.3.22.、1.3.23.</li> <li>・機能ID:1.3.3. 実装オプションの※1に記載していた住登外者の宛名番号の付番要件を削除し、機能ID:1.3.22.を追加している。</li> <li>・機能ID:1.3.23.を追加している。</li> <li>・機能ID:1.3.22.、1.3.23.の詳細の確認や実装にあたっては、デジタル庁から提供される資料を参照すること。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">健康管理システム標準仕様書【第1.0版】(案)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #e1eef6;">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">機能ID</th> <th style="width: 90%;">実装必須機能(実装すべき機能)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.3.3.</td> <td>健康管理システム上で、住登外者(住所地特例者)を管理(登録・修正・削除・照会)できること。  ※1 住民記録情報や団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #e1eef6;">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">機能ID</th> <th style="width: 90%;">実装オプション機能(実装しなくてもよい機能)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.3.3.</td> <td>健康管理システム上で、住登外者(住所地特例者)を管理(登録・修正・削除・照会)できること。  ※1 登録した住登外者については、宛名番号が自動で付番されること(先頭の番号体系等の自治体ルールがあるため、汎用的に実装すること)</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">健康管理システム標準仕様書【第1.0版】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #e1eef6;">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">機能ID</th> <th style="width: 90%;">実装必須機能(実装すべき機能)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.3.3.</td> <td>健康管理システム上で、住登外者(住所地特例者)を管理(登録・修正・削除・照会)できること。</td> </tr> <tr> <td>1.3.22.</td> <td style="color: red;">住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。)を利用して付番し、管理できること。</td> </tr> <tr> <td>1.3.23.</td> <td style="color: red;">住登外者(住所地特例者)の住所を確定させる場合には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。</td> </tr> </tbody> </table> </div>	標準仕様書		機能ID	実装必須機能(実装すべき機能)	1.3.3.	健康管理システム上で、住登外者(住所地特例者)を管理(登録・修正・削除・照会)できること。  ※1 住民記録情報や団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む	標準仕様書		機能ID	実装オプション機能(実装しなくてもよい機能)	1.3.3.	健康管理システム上で、住登外者(住所地特例者)を管理(登録・修正・削除・照会)できること。  ※1 登録した住登外者については、宛名番号が自動で付番されること(先頭の番号体系等の自治体ルールがあるため、汎用的に実装すること)	標準仕様書		機能ID	実装必須機能(実装すべき機能)	1.3.3.	健康管理システム上で、住登外者(住所地特例者)を管理(登録・修正・削除・照会)できること。	1.3.22.	住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。)を利用して付番し、管理できること。	1.3.23.	住登外者(住所地特例者)の住所を確定させる場合には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。
標準仕様書																									
機能ID	実装必須機能(実装すべき機能)																								
1.3.3.	健康管理システム上で、住登外者(住所地特例者)を管理(登録・修正・削除・照会)できること。  ※1 住民記録情報や団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む																								
標準仕様書																									
機能ID	実装オプション機能(実装しなくてもよい機能)																								
1.3.3.	健康管理システム上で、住登外者(住所地特例者)を管理(登録・修正・削除・照会)できること。  ※1 登録した住登外者については、宛名番号が自動で付番されること(先頭の番号体系等の自治体ルールがあるため、汎用的に実装すること)																								
標準仕様書																									
機能ID	実装必須機能(実装すべき機能)																								
1.3.3.	健康管理システム上で、住登外者(住所地特例者)を管理(登録・修正・削除・照会)できること。																								
1.3.22.	住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。)を利用して付番し、管理できること。																								
1.3.23.	住登外者(住所地特例者)の住所を確定させる場合には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。																								

# 1-1. 横並び調整対応

No	調整事項	変更のポイント	変更内容																
9	団体内統合宛名番号に関すること	<p>○ 団体内統合宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定し、中間サーバへの副本登録等を統一的方法で行う。</p> <p>○ 具体的には、各基幹業務システムにおいて団体内統合宛名を保持せず、副本登録等は、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を通して行う。</p> <p>○ このため、中間サーバとの連携が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、団体内統合宛名番号の付番及び中間サーバ連携に関して、実装必須機能として規定する。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.健康管理共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名番号の付番</li> </ul> <p>機能ID:1.1.16. の住登外情報の団体内統合宛名システムへの連携を削除し、実装必須機能への要件を記載している。 (詳細の確認や実装にあたってはデジタル庁から提供される資料を参照すること。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">健康管理システム標準仕様書【第1.0版】 (案)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能ID</th> <th colspan="2">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th>実装必須機能 (実装すべき機能)</th> <th>実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.16.</td> <td></td> <td>                     マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへの副本登録について、住登外対象者についても登録できるようにするために住登外情報を健康管理システムで管理している場合は、住登外情報を団体内統合宛名システムへ自動連携できること。   <b>【補足事項】</b>                      団体内統合宛名システムにて住登外者の団体内統合宛名番号を付番するために、健康管理システムから住登外情報を送信する機能である。                 </td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">健康管理システム標準仕様書【第1.0版】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能ID</th> <th colspan="2">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th>実装必須機能 (実装すべき機能)</th> <th>実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.16.</td> <td>                     団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を利用して付番依頼ができること。                 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	機能ID	標準仕様書		実装必須機能 (実装すべき機能)	実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)	1.1.16.		マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへの副本登録について、住登外対象者についても登録できるようにするために住登外情報を健康管理システムで管理している場合は、住登外情報を団体内統合宛名システムへ自動連携できること。  <b>【補足事項】</b> 団体内統合宛名システムにて住登外者の団体内統合宛名番号を付番するために、健康管理システムから住登外情報を送信する機能である。	機能ID	標準仕様書		実装必須機能 (実装すべき機能)	実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)	1.1.16.	団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を利用して付番依頼ができること。	
機能ID	標準仕様書																		
	実装必須機能 (実装すべき機能)	実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)																	
1.1.16.		マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへの副本登録について、住登外対象者についても登録できるようにするために住登外情報を健康管理システムで管理している場合は、住登外情報を団体内統合宛名システムへ自動連携できること。  <b>【補足事項】</b> 団体内統合宛名システムにて住登外者の団体内統合宛名番号を付番するために、健康管理システムから住登外情報を送信する機能である。																	
機能ID	標準仕様書																		
	実装必須機能 (実装すべき機能)	実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)																	
1.1.16.	団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を利用して付番依頼ができること。																		

# 1-1. 横並び調整対応

No	調整事項	変更のポイント	変更内容																
10	EUCに関すること	EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。）、標準仕様書においてEUCを規定している記載については改める。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.健康管理共通) 機能ID:1.5.1.</p> <p>デジタル庁が定める共通機能に関する標準仕様書(EUCの規定)を満たす前提に変更し、健康管理システム固有の要件は必要と判断し残している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">健康管理システム標準仕様書【第1.0版】(案)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #e1eef6;">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">機能ID</th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>実装必須機能（実装すべき機能）</span> <span>実装オプション機能（実装しなくてもよい機能）</span> </div> </td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5.1.</td> <td>                     健康管理システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出条件は、健康管理共通及び各事業の管理項目を任意に指定できること。</li> <li>・抽出する際は一般的な演算子（and/or、＝、≠、&gt;、&lt;、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること。</li> <li>・共通及び各事業の管理項目の全てを表示対象とすること。</li> <li>・管理項目ごとにソートできること</li> <li>・コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること。</li> <li>・外字は正しく表示できること。</li> <li>・一覧帳票、CSVファイルで出力できること。（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること。）</li> <li>・設定した抽出条件、表示させる項目を事業単位で複数保存でき、抽出時に再度呼び出せること</li> <li>・DV等支援対象者（健康管理システムで個別管理するDV等支援者を含む）が含まれている場合は気づけること。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">健康管理システム標準仕様書【第1.0版】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #e1eef6;">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">機能ID</th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>実装必須機能（実装すべき機能）</span> <span>実装オプション機能（実装しなくてもよい機能）</span> </div> </td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5.1.</td> <td>                     EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。                      データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（健康管理システム）」に規定するデータ項目とする。                       支援措置対象者（健康管理システムで個別管理する支援措置対象者を含む）が含まれている場合は気づけること。                 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	標準仕様書		機能ID			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>実装必須機能（実装すべき機能）</span> <span>実装オプション機能（実装しなくてもよい機能）</span> </div>	1.5.1.	健康管理システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出条件は、健康管理共通及び各事業の管理項目を任意に指定できること。</li> <li>・抽出する際は一般的な演算子（and/or、＝、≠、&gt;、&lt;、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること。</li> <li>・共通及び各事業の管理項目の全てを表示対象とすること。</li> <li>・管理項目ごとにソートできること</li> <li>・コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること。</li> <li>・外字は正しく表示できること。</li> <li>・一覧帳票、CSVファイルで出力できること。（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること。）</li> <li>・設定した抽出条件、表示させる項目を事業単位で複数保存でき、抽出時に再度呼び出せること</li> <li>・DV等支援対象者（健康管理システムで個別管理するDV等支援者を含む）が含まれている場合は気づけること。</li> </ul>	標準仕様書		機能ID			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>実装必須機能（実装すべき機能）</span> <span>実装オプション機能（実装しなくてもよい機能）</span> </div>	1.5.1.	EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（健康管理システム）」に規定するデータ項目とする。  支援措置対象者（健康管理システムで個別管理する支援措置対象者を含む）が含まれている場合は気づけること。
標準仕様書																			
機能ID																			
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>実装必須機能（実装すべき機能）</span> <span>実装オプション機能（実装しなくてもよい機能）</span> </div>																		
1.5.1.	健康管理システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出条件は、健康管理共通及び各事業の管理項目を任意に指定できること。</li> <li>・抽出する際は一般的な演算子（and/or、＝、≠、&gt;、&lt;、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること。</li> <li>・共通及び各事業の管理項目の全てを表示対象とすること。</li> <li>・管理項目ごとにソートできること</li> <li>・コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること。</li> <li>・外字は正しく表示できること。</li> <li>・一覧帳票、CSVファイルで出力できること。（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること。）</li> <li>・設定した抽出条件、表示させる項目を事業単位で複数保存でき、抽出時に再度呼び出せること</li> <li>・DV等支援対象者（健康管理システムで個別管理するDV等支援者を含む）が含まれている場合は気づけること。</li> </ul>																		
標準仕様書																			
機能ID																			
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>実装必須機能（実装すべき機能）</span> <span>実装オプション機能（実装しなくてもよい機能）</span> </div>																		
1.5.1.	EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（健康管理システム）」に規定するデータ項目とする。  支援措置対象者（健康管理システムで個別管理する支援措置対象者を含む）が含まれている場合は気づけること。																		

# 1-1. 横並び調整対応

No	調整事項	変更のポイント	変更内容											
11	庁内データ連携に関すること	<p>○ 各標準仕様書と連携要件の標準との整合性を確保するため、連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する連携機能の「機能説明」の項目の内容を、標準仕様書に規定する。</p> <p>○ 各標準仕様書間や連携要件の標準との間で整合性が確保されていないものは、引き続き、デジタル庁と関係府省間で協議し、調整する。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.健康管理共通) 機能ID:1.1.1.、1.1.8. など</p> <p>機能自体に変更はなく、連携要件の記載に合わせた表現に変更している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">健康管理システム標準仕様書【第1.0版】</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">機能ID</th> <th colspan="2">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th>実装必須機能（実装すべき機能）</th> <th>実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.1.</td> <td> <p>住民基本台帳システムに、住民基本台帳情報を照会する。</p> <p>※1 データの参照、取り込みは問わず、健康管理システムで利用できること ※2 連携頻度は随時・日次・月次とする ※3 支援措置対象者情報も連携できること。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	健康管理システム標準仕様書【第1.0版】			機能ID	標準仕様書		実装必須機能（実装すべき機能）	実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	1.1.1.	<p>住民基本台帳システムに、住民基本台帳情報を照会する。</p> <p>※1 データの参照、取り込みは問わず、健康管理システムで利用できること ※2 連携頻度は随時・日次・月次とする ※3 支援措置対象者情報も連携できること。</p>	
健康管理システム標準仕様書【第1.0版】														
機能ID	標準仕様書													
	実装必須機能（実装すべき機能）	実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）												
1.1.1.	<p>住民基本台帳システムに、住民基本台帳情報を照会する。</p> <p>※1 データの参照、取り込みは問わず、健康管理システムで利用できること ※2 連携頻度は随時・日次・月次とする ※3 支援措置対象者情報も連携できること。</p>													
12	金融機関マスタに関すること	<p>口座を利用する事務を行う基幹業務システムにおいて、統一的な管理を行うことができるように規定する。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.健康管理共通) 機能ID:1.2.25. に、デジタル庁指定の記載のとおり要件を追加している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">健康管理システム標準仕様書【第1.0版】</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">機能ID</th> <th colspan="2">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th>実装必須機能（実装すべき機能）</th> <th>実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.2.25.</td> <td> <p>金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ等）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること</p> </td> <td> <p>全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	健康管理システム標準仕様書【第1.0版】			機能ID	標準仕様書		実装必須機能（実装すべき機能）	実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	1.2.25.	<p>金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ等）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること</p>	<p>全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。</p>
健康管理システム標準仕様書【第1.0版】														
機能ID	標準仕様書													
	実装必須機能（実装すべき機能）	実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）												
1.2.25.	<p>金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ等）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること</p>	<p>全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。</p>												

# 1-1. 横並び調整対応

No	調整事項	変更のポイント	変更内容																						
13	検索文字入力に関すること	基幹業務システム(住民記録システム、印鑑登録システム、戸籍附票システム及び戸籍システムを除く。)において、氏名の検索文字入力を統一的行えるようにするため、住民記録システムの方法をベースに、当該基幹業務システムの標準仕様書に規定する。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.健康管理共通)</p> <p>機能ID:1.4.2. はデジタル庁指定の記載のとおり変更している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">健康管理システム標準仕様書【第1.0版】 (案)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">機能ID</th> <th colspan="2">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th>実装必須機能 (実装すべき機能)</th> <th>実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.4.2.</td> <td>対象者検索での氏名、カナ氏名検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">健康管理システム標準仕様書【第1.0版】</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">機能ID</th> <th colspan="2">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th>実装必須機能 (実装すべき機能)</th> <th>実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.4.2.</td> <td>氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(具体字や正字も含まれた検索を除く。)ができること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	健康管理システム標準仕様書【第1.0版】 (案)			機能ID	標準仕様書		実装必須機能 (実装すべき機能)	実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)	1.4.2.	対象者検索での氏名、カナ氏名検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。		健康管理システム標準仕様書【第1.0版】			機能ID	標準仕様書		実装必須機能 (実装すべき機能)	実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)	1.4.2.	氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(具体字や正字も含まれた検索を除く。)ができること。	
健康管理システム標準仕様書【第1.0版】 (案)																									
機能ID	標準仕様書																								
	実装必須機能 (実装すべき機能)	実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)																							
1.4.2.	対象者検索での氏名、カナ氏名検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。																								
健康管理システム標準仕様書【第1.0版】																									
機能ID	標準仕様書																								
	実装必須機能 (実装すべき機能)	実装オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)																							
1.4.2.	氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(具体字や正字も含まれた検索を除く。)ができること。																								

# 1-1. 横並び調整対応

No	調整事項	変更のポイント	変更内容																				
14	マイナポータルびったりサービスに関すること	<p>○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。</p> <p>オンライン申請の申請データを、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 取得した申請データについて、申請処理できること。 当該申請データに係る申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○○ ※重点計画記載手続</li> <li>・△△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能</li> </ul>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.健康管理共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能ID:1.1.23.を1.1.22.に統合し、デジタル庁指定の記載のとおり変更している。</li> <li>・機能ID:1.1.29.に、デジタル庁指定の要件を追加している。</li> </ul> <p>(詳細の確認や実装にあたってはデジタル庁から提供される資料を参照すること。)</p>																				
		<p>健康管理システム標準仕様書【第1.0版】(案)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th>機能ID</th> <th>実装必須機能(実装すべき機能)</th> <th>実装オプション機能(実装しなくてもよい機能)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.22.</td> <td></td> <td>子育てワンストップサービス(マイナポータルのびったりサービス)を利用したオンライン申請の情報を連携し、健康管理システムで利用できること。</td> </tr> <tr> <td>1.1.23.</td> <td></td> <td>電子申請サービスを利用した妊娠届データの取込ができること。</td> </tr> </tbody> </table>	標準仕様書			機能ID	実装必須機能(実装すべき機能)	実装オプション機能(実装しなくてもよい機能)	1.1.22.		子育てワンストップサービス(マイナポータルのびったりサービス)を利用したオンライン申請の情報を連携し、健康管理システムで利用できること。	1.1.23.		電子申請サービスを利用した妊娠届データの取込ができること。									
標準仕様書																							
機能ID	実装必須機能(実装すべき機能)	実装オプション機能(実装しなくてもよい機能)																					
1.1.22.		子育てワンストップサービス(マイナポータルのびったりサービス)を利用したオンライン申請の情報を連携し、健康管理システムで利用できること。																					
1.1.23.		電子申請サービスを利用した妊娠届データの取込ができること。																					
			<p>健康管理システム標準仕様書【第1.0版】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">標準仕様書</th> </tr> <tr> <th>修正区分</th> <th>機能ID</th> <th>実装必須機能(実装すべき機能)</th> <th>実装オプション機能(実装しなくてもよい機能)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2:要件修正</td> <td>1.1.22.</td> <td>オンライン申請の申請データを、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。取得した申請データについて、申請処理できること。 【対象事務】 ・妊娠の届出 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3:要件削除</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4:要件追加</td> <td>1.1.29.</td> <td>オンライン申請の申請データに係る申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。 【対象事務】 ・妊娠の届出 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標準仕様書				修正区分	機能ID	実装必須機能(実装すべき機能)	実装オプション機能(実装しなくてもよい機能)	2:要件修正	1.1.22.	オンライン申請の申請データを、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。取得した申請データについて、申請処理できること。 【対象事務】 ・妊娠の届出 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務		3:要件削除				4:要件追加	1.1.29.	オンライン申請の申請データに係る申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。 【対象事務】 ・妊娠の届出 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務	
標準仕様書																							
修正区分	機能ID	実装必須機能(実装すべき機能)	実装オプション機能(実装しなくてもよい機能)																				
2:要件修正	1.1.22.	オンライン申請の申請データを、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。取得した申請データについて、申請処理できること。 【対象事務】 ・妊娠の届出 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務																					
3:要件削除																							
4:要件追加	1.1.29.	オンライン申請の申請データに係る申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。 【対象事務】 ・妊娠の届出 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務																					